

2026 年度業務品質評価基準の考え方等の一部見直しについて

1. 趣旨

- 第 25 回検討 WG でお示した「2026 年度の調査対応方針」について、「令和 7 年改正保険業法（1 年以内施行）に係る「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等の公表」（2026 年 3 月 30 日）を踏まえ、一部見直し案を検討しました。
- また、前記のパブリックコメントの結果等の公表内容に含まれていない「意向把握・確認義務」「比較推奨販売」に係る新たな態勢整備の確認・判定について検討中の対応の方向性をお示します。

2. 第 25 回検討 WG で付議した調査対応方針（上段）と新たに策定した一部見直し案（下段）

【前回 WG で付議した 2026 年度の調査対応方針】（初回・定期・更新調査対象代理店共通）

2026 年度	内容	公表時期	調査方針
【第 1 弾】 評価基準・達成条件	出向者・過度な便宜 供与等の新設・改正	2026 年 3 月上旬予定	調査開始時点でガイドラインに沿った 対応を求める。 (従来の調査対応方針と同じ)
【第 2 弾】 評価基準・達成条件	比較推奨販売・ 特定大規模代理店等 の新設・改正	未定 (2026 年度中 を想定)	調査開始後、代理店毎の対応状 況を経営陣にヒアリング。 対応可能な時期を確認し、対応出 来次第、必要書類を協会に提出い ただく（※ 1）。

（※ 1）2026 年度中に対応完了が難しい場合は今後の予定状況を経営陣にヒアリング。当会にて総合的に該当設問の達成状況を判断いたします。



【新たに策定した一部見直し案】（赤字が見直し箇所です。）

2026 年度	内容	公表時期	調査方針
【第 1 弾】 評価基準・達成条件	出向者・過度な便宜供 与等の新設・改正	2026 年 <u>2 月 26 日公表</u> <u>済</u>	調査開始時点でガイドラインに沿った 対応を求める。 (従来の調査対応方針と同じ)
【第 2 弾】 評価基準・達成条件	以下 3 点を新設 ①役職員等の評価・ 報酬体系 ②特別利益の提供 ③特定大規模乗合 代理店の態勢整備	2026 年 7 月下旬頃 (予定)	調査開始時点でガイドラインに沿った 対応を求める。 但し、特定大規模乗合代理店の 態勢整備については、「4. 」にて 後述。

2026 年度	内容	公表時期	調査方針
【第 3 弾】 評価基準・達成条件	意向把握・確認義務、 比較推奨販売	未定	調査開始後、代理店毎の対応状況を経営陣にヒアリング。(※) 態勢整備への対応が可能な時期を確認し、レポート等を協会に提出いただく。

(※) 初回調査での、「意向把握・確認義務」等に関し、検討中の確認・判定の方向性は後述します。

3. 【第 2 弾】評価基準・達成条件について

- 役職員等の評価・報酬体系*、特別利益の提供*（保険料の割引・割戻し）、特定大規模乗合代理店の態勢整備の 3 点について新設します。

*「役職員等の評価・報酬体系」「特別利益の提供（保険料の割引・割戻し）」は、代理店に対する行政処分を踏まえた事項です。「代理店共通自己点検表」（生保協会制定・2026 年 2 月下旬公表）にて当該事項が公表されるまで設定を見合わせていたため、【第 2 弾】として設定します。

- 保険募集人の報酬体系については、第 25 回検討 WG で示されたご意見を踏まえ、達成条件に追記する文言案を記載しました（別紙 1 ハイライト箇所を参照ください）。

4. 【第 2 弾】「特定大規模乗合代理店の態勢整備」に係る評価基準等について

- 特定大規模乗合代理店における態勢整備にあつては、関連の改正施行規則等の施行日が 2026（令和 8）年 6 月 1 日であり、かつ各種態勢整備の猶予期間が 6 か月間（同年 11 月末日まで）設けられています。

このことから、今年度の調査では猶予期間終了日までに調査最終日が到来する代理店と、当該終了日以降に調査最終日が到来する代理店とは、別紙 1（達成条件欄のハイライト箇所）に記載の通り、異なる確認・判定の方法を検討しています。

- 受審代理店の該否を確認した上で、該当の代理店には次の（1）～（8）の事柄に係る評価基準を設定する予定です。なお、評価基準・達成条件等（案）の詳細は別紙 1、別紙 2 を参照ください。

- （1）法令等遵守責任者の設置
- （2）法令等遵守責任者の指揮等を担う統括責任者の設置
- （3）苦情の適切かつ迅速な処理を確保するための態勢整備
- （4）保険募集指針の策定・公表
- （5）内部監査に係る体制整備（経営陣が講じるべき措置、実効的な内部監査に係る態勢整備）
- （6）保険募集の業務に関する通報等に対応する責任者の設置等
- （7）新たに特定大規模乗合保険募集人に該当することとなった場合等の対応
- （8）不祥事件への対応に係る態勢整備

5. 【第 3 弾】意向把握・確認義務、比較推奨販売に係る評価基準等について

- 前述の通り、「意向把握・確認義務」「比較推奨販売」に係る改正監督指針案等に対するパブリックコメントの結果等の公表時期は未定です。
- 更新・定期調査では、前記の状況を踏まえ、「意向把握・確認義務」等について改正監督指針案等を参考に評価基準を設定する予定ですが、調査では経営陣へのヒアリングに加え、調査時点での対応状況等を記載したレポートの提出を求め、これらに基づき総合的な視点から判定する予定です。
- 初回調査では、前述の更新・定期調査と同様の対応に加え、2025 年度評価基準・達成条件に基づき「意向把握・確認義務」「比較推奨販売」に係る態勢整備状況についても確認・判定することで、調査時点での態勢整備状況の把握と、改正監督指針等を踏まえた今後の態勢整備計画の把握とを併せて行うことを検討します。

調査区分	調査方針	「意向把握・確認義務」「比較推奨販売」の調査・判定に係る具体内容
初回調査	「現状」および「取組計画」をもとに総合的に判定	「現状」 ・2025 年度の評価基準達成条件に基づいて、態勢整備状況を調査・判定 「取組計画」 ・「経営陣へのヒアリング」や「調査時点での対応状況等を記載した取組計画の提出」
更新・定期調査	「取組計画」をもとに総合的に判定	「取組計画」 ・「経営陣へのヒアリング」や「調査時点での対応状況等を記載した取組計画の提出」

6. 意見照会

- 上記内容について今後、より具体的な内容について検討を進めていくにあたり、ご意見をお願いします。

(5月29日(金))を意見照会〆とさせていただきます)

※意見照会シートは別途メールにて送付いたします。

以上